

# 大豆島地区住民自治協議会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大豆島地区住民自治協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、大豆島地区住民相互の交流と活動を通じ連帯感を高め、安心安全で明るく豊かな環境と福祉文化の向上を目指し、魅力ある住みやすい地域づくりに寄与することを主な目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 健康と福祉の増進に関すること。
- (2) 生活環境の保持と改善に関すること。
- (3) 教育・文化、教養の向上に関すること。
- (4) 防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (5) 地区住民相互の情報交換及び交流・親睦に関すること。
- (6) 子育て・子育てに関すること。
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、大豆島地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所を大豆島総合市民センター内に置く。

## 第2章 組織

(組織)

第6条 本会に、総会、役員会、及び部会を置く。

(総会)

第7条 総会は、本会の最高議決機関であって、別表に掲げる住民の代表者及び各種団体等から選出された代表者が委員となり、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数により決する。
- 3 総会に出席できない委員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がない場合は議長に委任したものとみなす。
- 4 総会は、次の事項を協議決定する。
  - (1) 事業計画及び予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び決算を承認すること。
  - (3) 役員を選任に関すること。
  - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(役員会)

第8条 役員会は、次の事務を行う。

- (1) 事業計画及び予算の策定並びに事業報告及び決算に関すること。
  - (2) 会長、副会長、会計及び監事の推薦に関すること。
  - (3) 部会の設置に関すること。
  - (4) 事業の進行管理に関すること。
  - (5) 部会間の調整に関すること。
  - (6) 広域ごみ焼却施設建設及びまちづくりに関すること。
  - (7) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
  - (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 2 役員会では、必要に応じて正副会長会を開催する。

(部会)

第9条 部会は、第3条の事業を遂行するための活動を行う。

### 第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 理事 若干名
  - (5) 監事 2名
- 2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことがで

きる。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して、会務を総括し、総会を招集し議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 理事は、会務を分担し本会の運営に当たる。
- (5) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は、1 年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員の仕事は妨げないこととする。

(役員手当等)

第 13 条 本会は、役員手当等を支給することが出来る。

- 2 役員手当等は別に定めるところによるものとする。

## 第 4 章 会議

(会議の招集)

第 14 条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

## 第 5 章 事務局

(事務局)

第 15 条 本会の運営を円滑に行うため、第 5 条に定める事務所に事務局を置く。

- 2 事務局職員は、本会が雇用する。

## 第 6 章 会計

(経費)

第 16 条 本会の経費は、会費、負担金、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項に規定する会費に関する事項は、総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 18 条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第 19 条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

## 第 7 章 その他

(雑則)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会で定める。

- (附 則) 1 この会則は、平成 21 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 第 12 条の規定にかかわらず、第 1 期の役員の任期は本会設定の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 第 15 条の規定にかかわらず、平成 20 年度の会計年度は本会設定の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(附 則) この会則は、平成 21 年 7 月 23 日から施行する。

(附 則) この会則は、平成 22 年 3 月 20 日から施行する。

(附 則) この会則は、平成 22 年 4 月 8 日から施行する。

(附 則) この会則は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する

(附 則) この会則は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する

(附 則) この会則は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

(附 則) この会則は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

(附 則) この会則は、平成 31 年 3 月 12 日から施行する。

別表（会則第7条関係）

代表者・団体等	定数
松岡区代表（区長 1、副区長 1）	2
上区代表（区長 1、副区長 1）	2
中区代表（区長 1、副区長 1）	2
下区代表（区長 1、副区長 1）	2
西風間代表（区長 1、副区長 1）	2
東風間代表（区長 1、副区長 1）	2
東区代表（区長 1、副区長 1）	2
大豆島地区民生委員児童委員協議会	1
長野市赤十字奉仕団大豆島分団	1
大豆島地区更生保護女性会	1
大豆島地区保護司会	1
長野市消防団大豆島分団	1
長野市交通安全協会大豆島支部	1
長野市身体障害者福祉協会大豆島支部	1
大豆島小学校 P T A	1
犀陵中学校 P T A	1
大豆島小学校区放課後子ども総合プラン運営委員会	1
大豆島老人クラブ連合会	1
大豆島地区遺族会	1
大豆島白バラ会	1
大豆島甚句保存会	1
大豆島重陽友の会	1
大豆島地域公民館	8
福祉推進員代表	1
保健補導員代表	1
環境美化推進員代表	1
防災指導員代表	1
防犯指導員地区代表	(1)
地域たすけあい協力会代表	1
人権同和教育関係代表	1
子ども育成団体代表	1
大豆島原産名菊「巴の錦」保存会	1
大豆島四地区神楽保存会	1
大豆島地区防犯協力会	(1)
大豆島地区自主防災会連絡協議会	(1)
合 計	46(49)

※定数欄の（ ）内の数は、他の代表者等との重複する者。